

平成25年11月27日

厚生労働省

I. 「公正で質の高い労働市場の確立および個人の主体的な能力開発の支援・強化」

① ハローワークの更なる改革(民間開放・地方移管)

i ○求人・求職情報や各種助成金等の民間開放促進

厚生労働省の見解

- ① i について
- 日本再興戦略に基づき、以下の取組を推進する。
- ① 求人情報について、民間人材ビジネスや地方自治体に対して、来年度中できるだけ早期にオンライン提供を開始。
→ 民間人材ビジネス及び地方自治体との調整は概ね終了。年内に導入マニュアルを公表予定。来年9月頃に情報提供を開始できるよう措置。
- ② 求職情報については、ニーズ調査を実施し、本年末を目途に結論を得る。
→ 本年10月中旬～11月中旬にかけて、求職者・民間人材ビジネスに対するニーズ調査を実施。調査結果を現在集計中。
- ③ トライアル雇用奨励金等の雇入れ助成金について、ハローワークの紹介に加え、民間人材ビジネスや出身大学等の紹介により雇い入れる事業者にも支給。
→ トライアル雇用奨励金について、年内に支給要件の見直し及び労働政策審議会への雇用保険法施行規則改正の諮問・答申を行う予定。

「世界でトップレベルの雇用環境・働き方」の実現に向けた課題について

平成25年11月27日
厚生労働省

I. 「公正で質の高い労働市場の確立および個人の主体的な能力開発の支援・強化」

① ハローワークの更なる改革(民間開放・地方移管)

- ii ○ 民間活用による紹介・訓練・キャリア・カウンセリング・アウトプレースメント等の一体的・効果的提供
- iii ○ ハローワーク本体(失業給付事務も含めた)の市場化テストの実施
- iv ○ 地方公共団体への業務移管



厚生労働省の見解

① ii 及び iii について

○ ハローワークと民間人材ビジネスは、『市場化テスト』のように同じことを競争しあうよりも、それぞれの役割と強みを活かし、お互いが『補完』し合いながら、相乗効果を上げることが有効。こうした視点から、日本再興戦略に基づき、民間人材ビジネスの強みを活かせる施策の充実とそれを踏まえた官民の連携強化を図り、効果的な就業支援を実施していく。
具体的には、今後以下の取組を実施する。

- ① 若者が多い大都市において、キャリア・コンサルティング等を民間人材ビジネスへ委託する事業をわかものハローワークに隣接した場所で実施。
- ② 求職者の民間人材ビジネスへの誘導支援として、ハローワークの求職者に対して民間人材ビジネスを紹介したリーフレットを配付する。本年10月18日から、配付を希望する事業者を募集開始。11月末から順次、全国のアローワークにおいて、希望者にリーフレットを配付予定。
- ③ 学卒未就職者の就業経験の乏しい若者の正社員就職を促進するため、紹介予定派遣制度を活用した事業を実施。
- ④ 育児・介護等による離職者の早期再就職を支援するため、研修等と職業紹介を一体的に行う仕組みを活用した事業を実施。

① iv について

○ 地方分権改革有識者会議雇用対策部会の報告書や地方分権改革推進本部で決定された「当面の方針」に基づき、地方自治体における雇用対策が一層充実するよう、求人情報のオンライン提供について、来年度できるだけ早期に提供を開始する(i ①を参照)とともに、ハローワークと地方自治体が一体となった雇用対策を積極的に推進する。

「世界でトップレベルの雇用環境・働き方」の実現に向けた課題について

平成25年11月27日
厚生労働省

I. 「公正で質の高い労働市場の確立および個人の主体的な能力開発の支援・強化」

② 民間企業間の円滑な労働移動を促進するための「公設民営型の再教育・再訓練機関の構築」 （「人材ブリッジ機関」等含む）

- 雇用保険財源の活用



厚生労働省の見解

②について

○日本再興戦略に掲げられた円滑な労働移動等を支援するための施策を着実に実施し、失業なき労働移動を実現していく。

- ・産業雇用安定センターの出向・移籍のあっせん機能の強化
→ 出向、移籍による失業なき労働移動を支援するため、産業界が協調・拠出して設立した産業雇用安定センターのあっせん機能を大幅に拡充（キャリアコンサルティングの実施、個人の課題に応じた支援メニューの策定、民間の訓練機関を活用した講習・訓練の実施。）。
- ・労働移動支援助成金の抜本的拡充
→ 成熟産業から人材を必要とする成長産業へ、労働者のスキルアップやスキルチェンジにより、失業を経ない円滑な労働移動を促進するため、労働移動支援助成金を抜本的に拡充する（対象企業を中小企業だけでなく大企業に拡大、送り出し企業が民間人材ビジネスの訓練を活用した場合の助成措置を創設、支給時期を支援委託時と再就職実現時の2段階に、受入れ企業の行う訓練（OJTを含む）への助成措置を創設。）。
- ・若者等の学び直しの支援のための雇用保険制度の見直し
→ 非正規雇用労働者である若者等が的確にキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、キャリア・コンサルティングを経て資格取得等につながる自発的な教育訓練を受講した場合など、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度の見直しを実施する。労働政策審議会で検討を行い、次期通常国会への改正法案の提出を目指す。併せて、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主に対してキャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金による支援を創設する。

「世界でトップレベルの雇用環境・働き方」の実現に向けた課題について

平成25年11月27日
厚生労働省

I. 「公正で質の高い労働市場の確立および個人の主体的な能力開発の支援・強化」

③ 公的な職業能力評価制度の開発

④ 個人のキャリア形成支援の取組み

- i ○ キャリアコンサルティングの拡充、個人の自発的な能力開発に対する支援強化、雇用保険制度の見直し・活用によるキャリア形成支援
- ii ○ 必要な能力を機動的に習得可能な民間や大学(院)等を活かしたキャリア形成支援や能力開発スキームの確立



厚生労働省の見解

③について

- 日本再興戦略等を踏まえ、多様な働き方の促進等の観点から、**業界検定のツール策定、モデル実施等のスタートアップ支援を通じた能力評価の仕組みを整備**することとしている。
- また、今後の職業能力評価制度・体系のあり方について、**本年9月より、学識者による「労働市場政策における職業能力評価制度のあり方に関する研究会」で検討**しているところであり、順次、取組みの具体化や拡充を図ることとしている。

④について

- 個人のキャリア形成を支援するため、キャリア・コンサルティングの担い手であるキャリア・コンサルタントをさらに養成するとともに、質の向上を図る。
- 非正規雇用労働者である若者等が的確に**キャリアアップ・キャリアチェンジ**できるよう、キャリア・コンサルティングを経て資格取得等につながる自発的な教育訓練を受講した場合など、**社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度の見直しを実施**する。労働政策審議会で検討を行い、次期通常国会への改正法案の提出を目指す。
- 併せて、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主に対してキャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金による支援を創設する。

「世界でトップレベルの雇用環境・働き方」の実現に向けた課題について

平成25年11月27日
厚生労働省

Ⅱ. 「多様で柔軟な個人の働き方改革」の実現に向けた課題

【全員参加による社会の活性化】

③外国人材の活躍促進

- i ○ 外国人技能実習制度の見直し(専門的・技術的人材(外国人研修生も含め一定の資格や技能を有する人材)を中心とする幅広い層の受入れに向けた環境整備)
- ii ○ 高度外国人材の活用のための環境整備(生活環境、検討体制含む)



厚生労働省の見解

③ i について

- 外国人労働者の受入れ範囲の拡大については、出入国管理上、「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を総合的に勘案して決定しているところであり、労働市場や国民生活等への影響も踏まえ、国民的議論が必要である。
- なお、外国人技能実習制度の見直しについては、技能実習制度はあくまで技能移転のための制度であり、労働力確保のための制度ではない。また、人権侵害等の技能実習に係る不正行為、労働関係法令違反が指摘されている現状を踏まえると、技能実習制度の趣旨に沿った適正化を優先的に進める必要がある。いずれにしても、現在、出入国管理政策懇談会で検討が行われており、厚生労働省としても適切に対応してまいりたい。

③ ii について

- 現在、日本再興戦略に基づき、高度外国人材に対するポイント制の見直しを行っており、厚生労働省としても、企業に対し、制度の積極的な周知を図るとともに、高度外国人材活用のための助言・指導を行う等、高度外国人材の活用を推進している。
- 外国人留学生の就職・定着支援については、これまでも外国人雇用サービスセンターを中心に行ってきたところ、来年度より新たに、新卒応援ハローワーク内への留学生コーナーを設置し、関係機関と大学・企業等が連携しつつ、効果的かつ一体的な就職支援を行うこととしている。
- 高度外国人材の活用のための環境整備については、就労環境、生活面等、政府全体で取り組むことが重要。